

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた 取組の方向性について（案）

目 次

- 第1 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性
- 第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性
 - 1 入札参加資格審査手続
 - (1) 申請様式・項目及び必要書類
 - (2) 申請方法
 - 2 入札参加資格審査以降の手続
 - (1) 案件情報の公表方法等
 - (2) 入札、契約、完了届、請求等
 - 3 地方公共団体共通のシステムの整備等
- 第3 今後の取組の進め方
 - 1 具体化に向けた取組の進め方
 - 2 地方公共団体における取組の意義の周知

第1 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性

地方公共団体の財務会計制度については、議会、住民等による民主的統制の下、財務会計処理の公正性、透明性、効率性を全国的に確保するとともに、他の地方公共団体との比較可能性を確保し、また、財政運営上密接な関係にある国の財務会計制度と連動させる必要があるという観点から、制度の基本的事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)や地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)等で定められている。一方で、細目的事項については、各地方公共団体が地域の実情に応じて定められるよう各地方公共団体の規則で定めることとされている。

調達に関しても、契約締結の方法などの骨格をなす基本的事項については、地方自治法等で定められているが、その詳細については地方公共団体の規則等に委ねられている。これにより、地方公共団体は、地域の実情を踏まえつつ、当該団体が締結する契約の種類、金額、性質及び目的に応じて入札参加資格を定め、契約を締結することが可能となっているものの、この結果として、調達関連手続(入札参加資格審査から支払までの調達に関する一連の手続をいう。以下同じ。)の具体的様式・項目や申請方法等は、地方公共団体ごとに異なっている。これにより、複数の地方公共団体に対して調達に関する申請等を行う事業者にとっては、地方公共団体ごとに異なる様式・項目及び必要書類を地方公共団体ごとに提出する必要があるなど、調達関連手続に係る事務負担が大きくなっている。

また、調達関連手続のデジタル化については、地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上の観点から、入札参加資格審査システム、案件情報公開システム、電子入札システム等を整備し、これらのシステムと財務会計システムや文書管理システム等とを情報連携している地方公共団体もみられる。一方で、全国的に見ると、調達関連システムの整備に係る人的資源の確保や財政的負担を要することや、証明書類等の真正性の確保が必要であること、申請方法等をオンラインによる方法に限った場合には、オンライン化に対応することが困難な地域の小規模事業者の受注機会が失われかねないことなどを課題として、十分には進んでいない状況にある。

しかしながら、昨今、新型コロナウイルス感染症への対応を通じてデジタル化の遅れが明らかとなり、社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められる中で、地方公共団体と事業者との間の手続についても、事業者がデジタル技術を活用して地方公共団体への申請事務を効率的に処理するために、地方公共団体ごとに異なる様式・項目等を共通化することや、従来型の対面・紙による方法を改め、デジタル技術を活用した方法により、デジタル完結・ワンスオンリー化を実現していくことが要請されている。これは調達関連手続についても例外ではない。例えば、事業者の名称、住所、代表者氏名等の客観的情報を複数の地方公共団体に対して提出する入札参加資格審査申請については、地方公共団体ごとに異なる入札参加資格の有効期間や申請時期・受付期間、様式・項目等を共通化することによって、事業

者における地方公共団体ごとの入札参加資格の有効期間の管理や、申請時期等の確認、様式・項目等の作成や入力に係る事務負担が軽減されるものと考えられる。また、申請方法をオンライン化することによって、事業者にとっては、地方公共団体に出向くことや書類を郵送することなく申請を行うこと、デジタル技術を活用した様式・項目等の作成や入力を自動化することが可能となり、事務処理が効率化されるものと考えられる。このため、実際に、複数の地方公共団体に対して調達に関する申請等を行う事業者からは、その様式・項目等や手続を共通化するとともに、調達関連システム等を整備して手続をデジタル化することを求める声がある。地方公共団体にとっても、システムによる自動処理が可能な範囲が増加し、人の手によるシステムへの入力事務が縮減されるなど、事務処理の効率化に資するものと考えられる。

これを踏まえ、地方公共団体の調達関連手続については、地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、その適正性を確保しつつ、共通化・デジタル化に向けた取組を進めることが必要である。

その際、調達関連手続のデジタル完結を実現するためには、各地方公共団体において、当該手続がシステムを通じて処理されるようになることに加えて、デジタル技術を最大限活用する観点から、事業者が各地方公共団体に対して個々に申請等を行うことなく、複数の地方公共団体に対して一括して申請等を行えるようにすること、すなわちワンスオンリー化を実現することが重要である。このためには、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備して処理できるようにする必要があり、そのためにも、現在、地方公共団体ごとに異なっている調達関連手続の様式・項目や手続等について、必要な範囲での共通化を図る必要がある。

これを踏まえ、地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化を進めるため、以下の方向性で取組を行うこととすべきである¹。

第2 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

1 入札参加資格審査

(1) 申請様式・項目及び必要書類

① 現状

地方公共団体において、当該団体への入札参加を希望する事業者が、契約の相手方として不適当な者でないかどうかや、契約の履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を有しているかどうかを判定し、契約の履行を確保する

¹本報告書においては、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けない契約の手続について検討したものである。同令の適用を受ける契約については、原則として地方自治法施行令第167条の5の2に規定する入札参加資格を設けることができないことなどに留意する必要がある。

ため、地方自治法では、契約の種類、金額、性質及び目的に応じて入札参加資格について規定を設けている（地方自治法第234条第6項及び地方自治法施行令第167条の4から第167条の5の2まで）。

これらの規定に基づき、地方公共団体においては、あらかじめ、事業者から定期又は随時に入札参加資格審査申請を受け付け、入札に参加しようとする事業者が同令第167条の4に規定する欠格要件等に該当しないかどうかを確認するとともに、必要に応じて、各地方公共団体が定める審査基準に基づき、同令第167条の5第1項に規定する資格について審査を行った上で、格付けや順位付けを行い、入札参加資格者名簿への登録を行っている。

この審査基準は、一般に、経営事項審査や自己資本額等の客観的審査事項や、施工実績、工事成績、監理技術者等の雇用状況、機械の保有状況等の主観的審査事項を設定し、これらを総合的に勘案して点数付けをするものとなっているが、地方公共団体の契約の規模や内容の実態その他の地域の実情が様々であることから、多様なものとなっている。

また、入札参加資格審査申請に係る様式・項目や必要書類についても、審査基準を踏まえて設定されているものであることから、多様なものとなっている。

なお、あらかじめ行われる入札参加資格審査に加えて、個々の一般競争入札を行うに際しても、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、同令第167条の5の2の規定に基づき、同令第167条の5第1項に規定する資格のほか、さらに、当該入札に参加する事業者の所在地や、当該契約に係る工事等についての経験又は技術的適性の有無等に関する必要な資格を定めることができるとされている。

② 共通化の方法

入札参加資格審査申請に係る様式・項目や必要書類が地方公共団体ごとに多様となっている状況を踏まえ、総務省においては、令和3年に、国の申請項目等を参考に、地方公共団体が概ね共通して定めていると考えられる項目等を標準項目等（以下「標準項目等」という。）として取りまとめ、地方公共団体に対してその活用を助言している²。

その活用状況については、総務省が令和4年に実施した調査³によると、令和4年7月時点で、標準項目等を活用している地方公共団体は101団体（都道府県1団体、市区町村100団体）となっている。また、標準項目等を導入予定又は導入について検討中としている地方公共団体は1,311団体（都道府県39団体、市区町村1,272団体）となっている。

² 「地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について（通知）」（令和3年10月19日付け総行第369号 総務省自治行政局行政課長通知）

³ 「競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査の結果」（令和4年12月総務省）

今後、各地方公共団体において、入札参加資格の有効期間の経過に伴う定期的な見直しの機会や調達関連システムの更新の機会を捉えて標準項目等が活用されることにより、申請項目等の共通化が進んでいくことが期待されているが、地方公共団体からは、標準項目等を活用するに当たって、標準項目等のほかに各地方公共団体が独自に新たな様式等を作成して追加する必要のある項目等が多数にのぼることから、各事業者の事務負担軽減の効果は限定的である等の意見もある。こうした課題も踏まえつつ、第1において述べたように、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、事業者の申請のワンスオンリー化を実現するための環境整備に資するために、申請項目等の共通化については、さらに踏み込んだ取組を行う必要がある。

そこで、本研究会において、共通化の取組（都道府県単位で申請を共同受付）を行っている地方公共団体における申請項目等を比較したところ、

- ・ 例えば、事業者の名称、住所、代表者氏名、連絡先、建設業許可番号等、国の申請項目等や総務省の標準項目等については、一部の項目（事業者の外資状況等）を除けば、地方公共団体において概ね共通していること
- ・ また、国の申請項目等や総務省の標準項目等以外でも、地方公共団体において設定されている申請項目等の中には、「工事の経歴」、「ISO認証取得の有無」等、共通しているとまではいえないが、多数の地方公共団体において設けられている申請項目等があること

が確認された。

これを踏まえ、総務省の標準項目等のような地方公共団体が共通して定めている申請項目等に加えて、多数の地方公共団体において設定されている申請項目等についても、地方公共団体が任意に提出を求めることのできる共通の申請項目等として定めることが考えられる。

一方で、地方公共団体においては、上記のような申請項目等のほかに、当該地方公共団体の地域貢献活動の実施状況等の各地方公共団体独自のものが設けられている場合があるが、このような申請項目等は、地域の状況を踏まえた迅速な対応の可否等の観点から地域への精通度を確認するなど、各地域の実情等を踏まえて定められているものと考えられる。地方公共団体が、地域の実情に応じて、契約の適正な履行を確保する必要があることに鑑みれば、申請項目等の共通化を進めるとしてもなお、このような独自の申請項目等について、契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するために必要な範囲内において、引き続き、地方公共団体の判断により、入札参加資格審査申請時に提出を求めることができるようにすることが適当であるものと考えられる。

これらを踏まえ、申請項目等の共通化の方法として、以下の i 及び ii の申請項目等を定めて、地方公共団体が、i に加えて ii の申請項目等を任意に選択して設け、さらに、必要に応じて iii の申請項目等を設けることができることとすることが考えられる。

- i 全地方公共団体共通の申請項目等
(例えば、事業者の名称、住所、代表者氏名、連絡先、建設業許可番号、営業年数、資格希望工種、総合評定値通知書等。)
- ii 申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目等
(例えば、工事の経歴、建設業労働災害防止協会加入、ISO認証取得、障害者の法定雇用率達成状況、女性活躍に係る法律に基づく行動計画策定届の提出等。)
- iii 地方公共団体独自の申請項目等
(その他契約の適正な履行を確保するために必要な資力、信用、能力、技術等を判定するために必要な地方公共団体独自の申請項目等。例えば、表彰実績等。)

なお、iiiのような申請項目等を設けるに当たっては、地方公共団体の契約の方法が、機会均等、公正性、透明性及び経済性を確保する観点から一般競争入札を原則としつつ、契約の適正な履行を確保する観点から、入札参加資格を設けることができることとしていることを踏まえると、地方公共団体の判断により、その適切な審査を行うために十分な申請項目等を設ける必要がある一方で、当該資格は、契約の適正な履行を確保するために必要な範囲内で設けることや、事業者の申請に係る事務負担を軽減する観点から、必要最小限の申請項目等とすることが競争性・効率性を確保するとの入札制度の趣旨から求められている点に留意する必要がある。

(2) 申請方法

① 共通化

入札参加資格の有効期間、審査の申請時期・受付期間、受付方法等の申請方法については、国の法令上規定されておらず、各地方公共団体の規則等に委ねられている。各地方公共団体においては、申請件数や審査担当職員数、審査体制、担当部署の繁忙期を踏まえた事務の平準化の必要、調達関連システムの整備状況等の各地方公共団体の事務の実情や、十分な申請期間や有効期間の確保等、中小事業者をはじめとする事業者の事務負担などの地域の実情を考慮して申請方法を定めており、この結果として、申請方法は地方公共団体ごとに異なっている。

しかしながら、申請方法の差異は、契約の適正な履行の確保とは直接の関係がないものと考えられる。また、現に、複数の地方公共団体において申請方法を共通化し、申請を共同で受け付けている取組も見られるが、入札参加資格審査申請を広域で又は全国的に受け付けられるようにするためには、申請方法が共通化されている必要がある。こうした点を踏まえ、申請方法については、地方公共団体や事業者の意見を聞きながら、地方公共団体の事務の実情や事業者の事務負担等

を考慮したものとなるよう留意しつつ、共通化を進めることとすることが考えられる。

② デジタル化

受付方法については、書面による提出方法に加えて、オンラインによる方法で受け付けることが可能となるよう、地方公共団体に対して、入札参加資格審査申請を調達関連システムや電子メール等で受け付けられるようにする等の取組を促すこととする必要がある。このためには、署名及び押印を不要とする取組が前提になる。

さらに、複数の地方公共団体に対して当該申請を行う事業者の事務負担の軽減や利便性の向上を図る観点からは、複数の地方公共団体に対して共通のシステム上で一括して申請できるようにすることが適当である。この点、国の物品・役務についての入札参加資格審査申請については、全省庁に対して政府調達関連システムで一括して申請することができるようになっている。

これを踏まえ、地方公共団体の入札参加資格審査についても、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて地方公共団体が申請を受け付けられるようにすることについて検討する必要がある。

この場合、例えば、(1)の i 全地方公共団体共通の申請項目等及び ii 申請・提出を求めるか否かを地方公共団体が任意に選択することのできる共通の申請項目等については、当該システムに一度アップロードすることにより、複数の地方公共団体に一括して申請できることとし、iii 地方公共団体独自の申請項目等について、これらのシステムにおいて地方公共団体ごとにアップロードして申請できることとすることも考えられる。このことによって、入札参加資格審査申請のワンストップ化が図られる。

なお、この際には、紙媒体に原本性のある納税証明書や登記事項証明書等の証明書類のデジタル化について、当該証明書類等に係る制度の所管省庁等と連携して検討する必要がある。

2 入札参加資格審査手続以降の手続

(1) 案件情報の公表方法等

① 一般競争入札の公告の方法

地方自治法施行令第167条の6の規定により、地方公共団体は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、入札参加資格、入札の日時その他の入札について必要な事項を公告することとされている。

この公告の方法は、国の法令上規定されていないことから、各地方公共団体の判断において、ホームページや公報等、広く周知でき得るような手段で行われて

いるが、この方法をオンライン化することは、事業者の利便性の向上に資するほか、地方公共団体にとっても、事業者の入札参加が容易となり、入札不調・不落の減少や競争性の確保による契約価格の低減等、最適な事業者の選定に寄与することとなるものと考えられる。

これを踏まえ、入札の公告の方法については、オンラインで行うことが共通となるよう、地方公共団体に対して、ホームページや調達関連システムで公表するなどのオンライン化の取組を促すこととする必要がある。

この際、入札の公告を地方自治法第16条第4項の規定による条例（公告式条例）に基づき、紙媒体の公報や掲示場への掲示の方法により行うこととしている地方公共団体においては、当該方法に加えて、運用上、オンラインでも入札の公告の内容を公表することとすることが考えられる。

また、入札の公告の一覧性を高め、事業者の利便性を一層向上させる観点からは、入札の公告に係る情報についても、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて公表することを検討する必要がある、これを念頭において公表する項目等を共通化することが考えられる。

② 指名競争入札・随意契約の案件情報の公表の方法

指名競争入札は、地方公共団体が特定多数の競争加入者を選んで競争させ、相手方を決定し契約を締結する方法であって、また、随意契約は、地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する方法であって、一般競争入札のように不特定多数人の参加を求めて競争させるものではないことから、国の法令上、その公告が義務付けられていない。

このため、指名競争入札及び随意契約については、必ずしも一般競争入札のように案件情報を公表対象とする必要はないが、地方公共団体の運用として、公募型指名競争入札やオープンカウンター方式による随意契約の方法により契約を締結しようとする場合には、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて案件情報を公表可能とすることも考えられる。

③ 入札・落札情報等の公表の方法

物品・役務等の入札・落札情報等（入札者・落札者の名称、入札・落札金額等）については、国の法令上、公表することが義務付けられておらず、地方公共団体が当該情報を公表するかどうかについては、各地方公共団体の判断に委ねられている。（一定額以上の公共工事については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）の規定により、入札・落札情報等を公表することとされている。）

他方で、入札・落札情報等を公表することは、入札・契約に係る不正行為の防止に資するほか、オンラインの方法により公表することは、事業者の利便性の向

上に資するものと考えられるところであり、現に、国の物品・役務の入札・落札情報等については、政府調達関連システムにおいて公表されている。

このような国の取組も踏まえ、地方公共団体が公表することが適当であると判断する物品・役務等の契約に係る入札・落札情報等について、入札・契約に係る不正行為の防止や事業者の利便性の向上に資する観点から、ホームページや調達関連システム等のオンラインによる方法で公表することを地方公共団体に促すことが考えられる。

また、一般競争入札の公告と同様に、入札・落札情報等の一覧性を高め、事業者の利便性を一層向上させる観点からは、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、当該システムにおいて地方公共団体の入札・落札情報等を公表できるようにすることを検討することも考えられる。

なお、これらの情報については、地方公共団体において、個々の契約の内容等に応じて、情報公開条例に基づき、法人に関する情報であって当該法人の権利や競争上の地位、正当な利益を害するおそれがある不開示情報に該当するものとして非公表としている場合がある。これを踏まえ、公表のオンライン化を進めるに当たっては、非公表とすることについての適否を十分に精査する必要があることを前提とした上で、個々の契約案件について公表するかどうかを地方公共団体において判断できることとすべきことに留意する必要がある。

(2) 入札、契約、完了届、請求等

① 入札参加申込書等・完了届等の様式・項目等

事業者が入札に参加しようとするときに提出する入札参加申込書や入札書、事業者が契約の履行後に提出する完了届等の様式・項目等についても、国の法令上規定されておらず、地方公共団体ごとに独自に定められている。

これらの様式・項目等の提出は、地方公共団体の個々の契約案件について個別に対応するものであって、入札参加資格審査申請のように、事業者の客観的情報を複数の地方公共団体に対して提出するような性格のものではない。また、入札書等や完了届の様式・項目等が異なることによる具体の支障についても指摘されていないところである。

他方で、これらの差異は入札による契約の相手方の決定や契約の履行の確保に直接影響を与えるものではないことを踏まえれば、必ずしも、地方公共団体ごとにこれらの様式・項目等の差異を生じさせておく必要性は大きくないものと考えられる。

これを踏まえ、後述するように、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、地方公共団体がこのシステムを活用することとする場合には、このことを前提として、これらの様式・項目等を共通化することも考えられる。

なお、完了届の提出を受けた後、地方公共団体は、その受ける給付の完了の確認をするために検査を行うこととなるが、この検査については、契約の内容に応じて

最も適当な方法により行われているものであって、その方法は、現地での観察・実測、機械の機能確認、現物確認、書面審査等、様々であることから、地方公共団体が行うあらゆる検査の方法について、共通化することは現時点では困難であると考えられる。

② 契約の内容

地方公共団体が締結する契約については、建設工事、建設工事に関する調査等、庁舎の維持管理、不動産売買・賃借、OA機器リース、ソフトウェアライセンス、機械製造、各種物品売買など、多岐にわたる。また、契約の内容についても、例えば、OA機器のリース契約書及びその仕様書を作成する場合には、当該OA機器等について故障等があった場合の責任分担や、保守管理の方法、当該OA機器の機能や性質、その設置場所・使用形態・頻度等、個別のサービスの内容等に応じて個別に定める必要がある。

これを踏まえると、地方公共団体が締結するあらゆる契約の内容について、共通して用いることのできる標準を示すことが難しいという課題がある。

もっとも、中央建設業審議会が作成している公共工事標準請負契約約款や、経済産業省が作成しているコンテンツ版バイ・ドール条項を含む契約フォーマット等、個別の契約の種類に応じてその標準が示されている例もあるが、このような契約の標準については、契約の種類等に応じて各所管省庁等において個別に検討されるべきものである。

③ 請求書等の様式・項目

事業者が地方公共団体に対して提出する請求書等（見積書、納品書等を含む。以下同じ。）については、一般に、各地方公共団体において、その様式・項目の例を示しつつ、各事業者の任意の様式・項目により提出することを認めている。このような現状や取引慣行、事業者の利便性を踏まえれば、請求書等の様式・項目を共通化した上で、当該共通の請求書等以外の任意の請求書等の提出を認めないこととすることは困難であると考えられる。

なお、請求書等の様式・項目を共通化することは、請求書等の提出を受けた地方公共団体の担当職員における当該請求書等の内容確認の効率化や、確認の漏れ・誤り等の縮減が見込まれるなど、地方公共団体における事務処理の効率化や内部統制の確保の観点からは意義があるとの意見もあった。

④ 入札・契約の方法や完了届・請求書等の提出方法等

入札や契約の方法や、完了届や請求書等の提出方法についても、これをオンライン化することによって、事業者の事務処理の効率化及び利便性の向上が図られ、地方公共団体にとっても事務処理の効率化が図られるものと考えられる。

この点、入札の方法については、一般財団法人日本建設情報総合センター（JA

C I C) が提供する電子入札コアシステムの活用が進んできており、契約の方法についても、事業者から電子契約システムや電子契約を行うためのクラウドサービスが広く提供されてきている。また、完了届や請求書等については、電子メールで提出を受け付けることもできるものと考えられる。

このような状況を踏まえ、入札や契約の方法について、書面による方法に加えて、オンラインによる方法で行うことが可能となるよう、地方公共団体に対して、電子入札システムや電子契約システムの導入、電子契約を行うためのクラウドサービスの活用等の好事例を周知することや、完了届や請求書等の提出方法について、内閣府が令和2年に取りまとめた「地方公共団体における押印見直しマニュアル」や国における取組を踏まえて、電子メールを活用することを要請すること等により、オンライン化の取組を促すこととする必要がある。

また、全ての地方公共団体において、入札や契約の方法や、完了届や請求書等の提出方法がオンラインによる方法で行われるようにするためには、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、個別に調達関連システムを整備していない地方公共団体においても、当該共通のシステムを活用できるようにすることについて検討することが考えられる。

なお、検査の結果の通知方法や支払の通知方法についても、完了届の提出方法と同様にオンライン化の取組を促す必要がある。

3 地方公共団体共通のシステムの整備等

これまで述べてきたように、調達関連手続を共通化するとともに、当該手続のデジタル完結・ワンスオンリー化を実現することによって事業者の事務処理の効率化及び利便性の向上を図る観点からは、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備し、調達関連手続についてデジタル技術を活用した方法により行えるようにすることが考えられる。この方法としては、以下のものが考えられる。

- ① 都道府県単位での共同の調達関連システムの整備が全国的に行われるよう促進すること
- ② 国の物品・役務に係る調達関連手続を行うことができる政府調達関連システムの機能を全ての地方公共団体が活用できるようにすること
- ③ 全地方公共団体共通の調達関連システムを新たに整備すること

①については、現在、14の府県において、府県内の市町村等と共同で入札参加資格審査申請の受付を行うなど、共通化の取組が進められていることを踏まえ、この取組を全国的に横展開していく方法であり、既存の共通基盤や入札参加資格の共通の審査体制を有効活用することができるほか、②及び③と比べて、地方公共団体間の丁寧な合意形成が可能となり、入札参加資格審査の申請項目等の共通化される

範囲が広がることを見込まれると考えられる。他方で、都道府県の区域を越えて全国的に調達関連手続を行う事業者にとっては、個別の地方公共団体ごとに入札参加資格審査申請等の手続を行う必要はなくなることとなるが、都道府県ごとに手続を行う必要がなお残るといった課題がある。

②及び③については、全地方公共団体が新たに単一の共通システムを活用して調達関連手続を行うこととする方法であり、都道府県の区域を越えて全国的に調達関連手続を行う事業者にとっては、入札参加資格審査申請等の手続を単一のシステムを通じて行うことができることとなる。他方、各地方公共団体にとって、全国的に調達関連手続を行う事業者がどの程度見込まれるのかは様々であると考えられるほか、全地方公共団体を対象として合意を形成していく必要があることから、入札参加資格審査の申請項目等の共通化される範囲をどこまで広げることができるかという論点があり、これらについては、地方公共団体の意見を聞きながら、検討を進める必要がある。

また、②又は③の具体化を図ろうとする場合については、地方公共団体の調達関連システムとの情報連携の方法（各地方公共団体において調達関連システムが整備されることを前提にAPI連携するか、又は電子メールによるか等）や、共通システムと地方公共団体の個別システムとの接続方法（LGWANを通じた政府共通プラットフォームとの接続の可否等）やその際のセキュリティの確保などの技術的な事項に係る検討を要する。さらに、②又は③の共通システムの整備・運用の主体や人的体制、経費負担をどのようにするか、入札参加資格審査申請の共通項目等の事前の形式審査を行うのか、行うとした場合、どのような体制・方法とするか、様式・項目等や申請方法等について地方公共団体の意見を反映させられるよう協議する場を設ける必要があるかなどについても検討する必要がある。

調達関連手続のデジタル化については、今後、①から③までの方法について、上記の課題や検討事項等を踏まえて、その実現可能性やこれらの方法を組み合わせることも含め、具体的な検討を進めていく必要があるものと考えられる。

なお、これらの方法により、広域で又は全国的に地方公共団体共通の調達関連システムを整備・運用する場合には、調達関連手続の様式・項目等や申請方法等が共通化されることが前提となる。共通化する方法については、共通化する様式・項目等や申請方法等を国の法令において統一的に規定する、又は標準として規定することや、地方自治法に基づく技術的な助言を行う（例えば、共通化すべき様式・項目等や申請方法等の例を取りまとめた事務処理マニュアルや要領等を作成する。）ことが考えられる。なお、国の法令や技術的な助言で様式・項目等や申請方法等の詳細を定めなくとも、地方公共団体において当該システムの導入が進むことによって、項目や申請方法等が事実上共通化されることも考えられる。

共通化する方法について、国の法令において規定する方法又は地方自治法に基づく技術的な助言を行う方法のいずれによる場合であっても、その前提として、調達関連手続を処理する地方公共団体との合意形成を図る必要がある。このため、共通

化する方法については、調達関連手続のデジタル化の進め方についての検討状況も踏まえつつ、地方公共団体の意見を聞きながら、具体的な検討を進めていく必要がある。

第3 今後の取組の進め方

1 具体化に向けた取組の進め方

本報告書において示した調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性については、実際に調達関連事務を処理している地方公共団体の意見を聞きながら、具体化に向けた検討を進めていく必要がある。

このため、総務省においては、まず、同省と地方公共団体の調達関連事務を担当する職員とで構成するワーキングチームを立ち上げ、共通化する具体的な様式・項目や申請方法等について、各地方公共団体の様式・項目や申請方法等の現状を調査し、共通化すべき様式・項目等を精査した上で、試案を作成して地方公共団体や事業者の意見聴取等を行うことなどにより、検討すべきである。また、調達関連手続のデジタル化の方法について、本報告書において示した課題や検討事項等を踏まえ、実務的・技術的な観点から、地方公共団体や事業者の意見聴取等を行いながら、検討すべきである。その上で、これらの十分な検討を踏まえて、共通化・デジタル化の具体化に向けたスケジュール等を策定すること、及びこのスケジュールに基づき、ワーキングチームにおいて検討した様式・項目や申請方法等の地方公共団体における活用を進めるとともに、手続のデジタル化に向けた具体の取組を進めていくことが考えられる。

なお、政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用できることとし、若しくは地方公共団体共通の調達関連システムを構築し、地方公共団体がこれらのシステムを活用して調達関連事務を処理することができるようにすることについては、第2の3で指摘した課題や検討事項等も踏まえ、技術的な観点から、政府調達関連システムを運用している関係機関等と連携して具体的な検討を進めていく必要がある。

2 地方公共団体における取組の意義の周知

調達関連手続の共通化・デジタル化については、短期的には、手続を共通化し、地方公共団体共通の調達関連システム等を活用する場合と地方公共団体が自らシステムを整備・運用する場合とを比較して、前者の場合の方がコストを抑えることができることや、調達関連システムの整備が進んでいない地方公共団体においても一連の手続をパッケージでシステム対応することができること、特に小規模な地方公共団体において、自ら対応していた様式・項目等の見直し作業に係る事務負担が

軽減されること等のメリットがあるものと考えられる。

また、長期的には、事業者の入札参加が容易となり、入札不調・不落の減少や競争性の確保による契約価格の低減など最適な事業者の選定に寄与すること等のメリットがあるものと考えられるが、これは、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないとする地方自治運営の基本原則からも当然に要請されているものである。

これを踏まえ、地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化を進めていくに当たっては、総務省において、このようなメリットや必要性が地方公共団体に認識されるよう周知していくことが重要である。

その際、この共通化・デジタル化については、特に、複数の地方公共団体に対して調達に関する申請等を行う事業者にとって、その事務負担の軽減や利便性の向上に資するものであることから、このような事業者が参加する経済団体の協力も得ながら、地方公共団体にそのメリットや必要性を説明していくことが重要である。また、特に小規模な地方公共団体において、ベンダー事業者と協力してデジタル化に向けた取組を進めている場合があることを踏まえれば、ベンダー事業者の協力も得ることが重要であると考えられる。なお、調達関連手続の共通化・デジタル化は、我が国の産業構造の高度化・国際競争力の強化に資するものであることから、事業者や事業者団体においても、自ら地方公共団体やデジタル化に消極的な事業者等に働きかけて、オールジャパンで共通化・デジタル化の取組を進めていくことが重要であることを付言する。